



埼玉県報

号外第 11 号
平成 30 年(2018 年)
6 月 20 日
水曜日

目次

告示

- 埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例第 11 条第 4 項に基づく知事指定薬物の指定の告示（薬務課）

告 示

埼玉県告示第七百一号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

イ ニーメトキシ―*N*―フェニル―*N*―「ニ―（ニ―フェニルエチル）ピペリジ
ン―四―イル」アセタミド（通称名 *Methoxyacetylferentan*
yl）及びその塩類

ロ ニー（「ニ―（四―ヨード―ニ・五―ジメトキシフェニル）エチル」アミノ―
メチル）フェノール（通称名 *ニ五I―NB OH*、*ニC―I―NB OH*）及びそ
の塩類

二 効力発生の日

平成三十年六月二十一日